

## 事前評価調書

I 事業概要																															
事業名	砂防等事業（急傾斜地崩壊対策事業）																														
地区名	たけしまくいき 竹島区域																														
事業箇所	がまごおりしたけしまちょう 愛知県蒲郡市竹島町地内																														
事業のあらまし	本区域は、愛知県蒲郡市に位置し、土砂災害防止法により2010年3月に土砂災害特別警戒区域等に指定されている。区域は、がけ高(最大)31m、勾配(最大)51°の急傾斜地を有し、被害想定区域内には、蒲郡市道及び人家28戸が含まれている。また、地元から急傾斜地崩壊対策事業の要望が出されている。なお、急傾斜地は自然公園法により三河湾国定公園の第2種特別地域に指定されているため、対策工事では自然景観に配慮が必要である。																														
事業目標	【達成（主要）目標】 土砂災害（がけ崩れ）から市道及び人家28戸を保全する。 【副次目標】（必要に応じて記載する） なし																														
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th>内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.9億円</td><td>■工事費 5.7億円、■用補費 0.2億円、□その他 億円</td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳	5.9億円	■工事費 5.7億円、■用補費 0.2億円、□その他 億円																										
事業費	内訳																														
5.9億円	■工事費 5.7億円、■用補費 0.2億円、□その他 億円																														
事業期間	採択予定年度 2024年度 着工予定年度 2024年度 完成予定年度 2032年度																														
事業内容	・地山補強土工 L=163m ・待受式擁壁工 L=147m																														
II 評価																															
①事業の必要性	1) 必要性	市道及び人家28戸を急傾斜地の崩壊による土砂災害（がけ崩れ）から保全するため、急傾斜地崩壊防止施設の設置が必要。																													
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																												
		【理由】 土砂災害（がけ崩れ）から市道及び人家を保全するため事業実施が必要である。																													
②事業の効果	1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>事業評価時 (基準年：2023年)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">費用 (億円)</td><td>事業費</td><td>4.8</td><td>内訳 擁壁等構造物工事費(4.5) 補償費(0.2)、維持管理費(0.1)</td></tr> <tr> <td>合計 (C)</td><td>4.8</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">効果 (億円)</td><td>被害抑止効果</td><td>22.8</td><td>内訳 人家(6.3)、事業所(0.5) 道路(0.2)、人身被害(15.8)</td></tr> <tr> <td>合計 (B)</td><td>22.8</td><td></td></tr> <tr> <td>(参考) 保全人家戸数</td><td>28</td><td></td></tr> <tr> <td>算定 道路 要因</td><td>0.08km</td><td></td></tr> <tr> <td>費用対効果分析結果 (B/C)</td><td>4.8</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※金額は、社会的割引率（4%）を用いて現在の価値に換算したもの。</p>			区分		事業評価時 (基準年：2023年)	備考	費用 (億円)	事業費	4.8	内訳 擁壁等構造物工事費(4.5) 補償費(0.2)、維持管理費(0.1)	合計 (C)	4.8		効果 (億円)	被害抑止効果	22.8	内訳 人家(6.3)、事業所(0.5) 道路(0.2)、人身被害(15.8)	合計 (B)	22.8		(参考) 保全人家戸数	28		算定 道路 要因	0.08km		費用対効果分析結果 (B/C)	4.8	
	区分		事業評価時 (基準年：2023年)	備考																											
	費用 (億円)	事業費	4.8	内訳 擁壁等構造物工事費(4.5) 補償費(0.2)、維持管理費(0.1)																											
		合計 (C)	4.8																												
	効果 (億円)	被害抑止効果	22.8	内訳 人家(6.3)、事業所(0.5) 道路(0.2)、人身被害(15.8)																											
		合計 (B)	22.8																												
		(参考) 保全人家戸数	28																												
		算定 道路 要因	0.08km																												
費用対効果分析結果 (B/C)	4.8																														
【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】																															
・急傾斜地崩壊対策事業の費用便益マニュアル（案）(R3.1 国土交通省水管理・国土保全局砂防部)に基づき算出																															

	2) 貨幣価値化困難な効果	該当なし																																																																																						
	判定	A	A : 十分な事業効果が期待できる。 B : 十分な事業効果が期待できない。																																																																																					
	<b>【理由】</b> 費用対効果分析結果から十分な事業効果が期待できる。																																																																																							
<b>③事業の実効性</b>	1) 事業計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>2027</th> <th>2028</th> <th>2029</th> <th>2030</th> <th>2031</th> <th>2032</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">&lt;--&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>借地・補償</td> <td colspan="2">&lt;--</td> <td colspan="2">&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td>地山補強土工</td> <td colspan="2"></td> <td>&lt;--</td> <td colspan="2">&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重力式擁壁工</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">&lt;</td> <td colspan="2">&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td><td colspan="4">2.7</td><td colspan="4" rowspan="16">3.2</td><td>5.9</td></tr> </tbody> </table>													2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	合計	工種区分	調査・設計	<-->									借地・補償	<--		>							工事											区分	地山補強土工			<--	>						重力式擁壁工			<		>					事業費（億円）		2.7				3.2				5.9
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	合計																																																																													
工種区分	調査・設計	<-->																																																																																						
	借地・補償	<--		>																																																																																				
工事																																																																																								
区分	地山補強土工			<--	>																																																																																			
	重力式擁壁工			<		>																																																																																		
事業費（億円）		2.7				3.2				5.9																																																																														
2) 地元の合意形成	地元地区から急傾斜地崩壊対策事業実施の要望書が出されており、地元の合意形成は図られている。																																																																																							
3) 環境への影響	樹木の伐採を最小限に抑えることができる工法を選定するなど、自然景観へ与える影響は小さい。また、人家と工事箇所が近いことから、小型機械を用いて騒音や振動の影響に配慮して施工する。																																																																																							
判定	A	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																																																																																						
<b>【理由】</b> 自然景観に配慮し、自然公園法に係る事前協議も完了している。また、地元地区から事業実施の要望書が出されているため、事業の実効性が確保されている。																																																																																								
<b>④事業手法の妥当性</b>	1) 代替案の比較検討結果	保全人家28戸を被害想定区域外へ移転させる。																																																																																						
	判定	A	A : 手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B : 手段には代替性があり、改善の余地がある。																																																																																					
	<b>【理由】</b> 保全人家を被害想定区域外へ移転することは、移転先の確保、合意形成等で現実的ではない。																																																																																							
<b>III 対応方針（案）</b>																																																																																								
事業実施が妥当である	事業実施が妥当である。: 上記①～④の評価すべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。																																																																																							
<b>IV 事後評価実施の有無と主な評価内容</b>																																																																																								
■対象（事業完了後5年目）	<input checked="" type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 ・該当なし 【主な評価内容】 ・斜面崩壊の防止効果を確認																																																																																							
<b>V 事業評価監視委員会の意見</b>																																																																																								
竹島区域の対応方針（案）[事業実施] を了承する。																																																																																								
<b>VI 対応方針</b>																																																																																								
事業実施																																																																																								